

別表十七（三の三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第6項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「請求権等勘案合算割合8」の欄は、措置法令第39条の14第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「10のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額（12に該当するものを除く。）11」の欄は、措置法第66条の6第6項第1号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等（法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第2号に規定する金銭の分配を含みます。4において同じです。）の額を記載します。
- 4 「10のうち持株割合10%以上等の資源関連外国子法人から受ける剰余金の配当等の額12」の欄は、措置法第66条の6第6項第1号ロに掲げる他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額を記載します。
- 5 「総資産の帳簿価額18」の欄は、措置法令第39条の17の3第5項第1号（部分適用対象金額の計算等）に掲げる金額を記載します。
- 6 「14に係る株式等の帳簿価額19」の欄は、措置法令第39条の17の3第5項第2号に掲げる金額を記載します。
- 7 「(22)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額24」の欄は、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。14において同じです。）（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下7及び14において同じです。）の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限ります。）でその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額を記載します。
- 8 「(22)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額25」の欄は、措置法令第39条の17の3第10項第1号に掲げる利子の額を記載します。
- 9 「(22)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額（(25)に該当するものを除く。）26」の欄は、措置法令第39条の17の3第10項第2号に掲げる利子の額を記載します。
- 10 「(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（(24)に該当するものを除く。）27」の欄は、措置法令第39条の17の3第10項第3号及び第4号に掲げる利子の額を記載します。
- 11 「(42)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額43」の欄は、措置法規則第22条の11第35項各号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げるデリバティブ取引等（同項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下11において同じです。）に係る利益の額又は損失の額（同条第36項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。
- 12 「(42)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額（(43)に該当するものを除く。）44」の欄は、法第61条第1項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引（法第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引をいいます。以下12において同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措置法規則第22条の11第40項において準用する同条第36項の規

定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載します。

13 「(42)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（(44)に該当するものを除く。）46」の欄は、法第61条の5第1項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。

14 「(42)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（(43)から(46)までに該当するものを除く。）47」の欄は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号《定義》に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限り、）が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。

15 「その他の金融所得に係る損益の額（(21)、(30)、(33)、(40)、(48)又は(51)に該当するものを除く。）

52」の欄は、措置法第66条の6第6項第1号から第6号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含みます。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除きます。）を記載します。

16 「(52)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額53」の欄は、措置法規則第22条の11第43項において準用する同条第35項各号に掲げるデリバティブ取引等（同条第43項において準用する同条第35項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下16において同じです。）に係る利益の額又は損失の額（同条第43項において準用する同条第36項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。

17 内国法人が措置法第66条の9の2第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。